民と官の連携による公共サービス改革検討委員会議事録 (平成22年度第2回目)

- 1 開催日時 平成22年6月23日(火) 午後2時 ~ 午後4時30分
- 2 開催場所 富士見市役所 2階 市長公室
- 3 出欠状況

阿部委員	市川委員	伊藤委員	河村委員	福嶋委員	船生委員
0	0	欠	0	0	0
事務局 (政策財務課)	政策財務課長、同課主査、同課主事				

- 4 議 題
- (1) 公募補助の基本方針・評価の視点について
 - (2) 公募補助募集要項(案) について
 - (3) その他
- 5 議事内容
 - 1 開会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 公募補助の基本方針・評価の視点について
 - (2) 公募補助募集要項(案) について
 - 【資料】1 公募補助の基本方針について
 - 2 公募補助に関する評価の視点について
 - 3 公募補助募集要項(案)
 - 参考資料
 - 1-1 公募補助金の交付手続等に関する要綱
 - 1-2 公募補助制度関係図
 - 2 補助金等の交付手続規則に基づく状況報告及び実績報告の取扱い

事務局:資料の説明

委員長:第1回会議に出された意見に基づき、事務局から公募補助の基本方針が示されましたが、何かご質問、ご意見等ありますか。

委員長:団体運営費のみに対する補助はしないのですか。

事務局:事業費補助を原則としたいのですが、団体を設立したばかりのときは、運営費のみを補助するということも考えられ、また、昨年調査した特定者補助の資料によると 56 団体中 41 団体が運営費に対するものでした。今回、団体運営費のみの場合には補助しないとすると制度が大きく変わってしまいますが、あくまでも事業費補助があってはじめて運営費に対する補助も受けることができることにしたいと考えています。

委員長:人件費は、運営費補助と事業費補助どちらに入りますか。

事務局:人件費は運営費補助に入ります。事業の実施に当たって必要となる人件費 については、実際の事業費の補助対象とし、団体構成員に対する人件費に ついては、現在も運営費補助としていますので、今後も現行のままで対応 しようと考えています。

委員:団体の会員であるか否かに関わりなくとはどういうことですか。

事務局:活動するにあたって会員を限定しているかどうかということ指します。

委員長: 例えば、障害者の団体は、会員間で日常の情報交換や助け合いを行うことを主としており、会員外の人に何かを働きかけることを主とするものではないので、会員であるか否かに関わりなくという書き方は適切ではないか。

事務局:確かに精神障害者の家族会など福祉系のものや、労働組合に対する健康増進のための補助は、会員外に行うものではなく、会員のみを対象にするものなのでご指摘いただいたとおり削りたいと思います。

委 員:現在まで活動実績が全くなくても、こういう補助金があるからと新たに団体を設立、又は、既存の団体でも新たに事業展開した場合、補助対象に合致すれば補助金を出すのか。まず、自助努力をして活動実績を残してから応募してくるのが公平だと思う。

事務局:補助対象に合致すれば補助します。活動実績がない場合には、対象経費の 精査を行い、補助金額を決定すると思います。

委 員:団体の新設及び新規事業の立ち上げには多額の費用がかかり、補助がなければ、その事業を断念してしまうことも考えられるため、補助は必要だと 考えます。

委 員:実績がない団体が、新規事業をやるための補助金を申請してきても、その 申請書だけでは、判断できないのではないか。

委員長:既存の団体が新規事業を行うために補助金申請するのは認めて、新設の団 体が補助申請するのは認めないということですか。

委 員:既存の団体は、現在行っている事業から判断することが可能だが、新設の 団体は判断材料が何もないから、その事業がうまくいくかどうかわからな い。

事務局:既存の団体だからといって新規事業を行う際、うまくいくという保障は何もありません。例えば、2つの団体が全く同じ事業をあげてきた時に、既存の団体には補助して、新規の団体には補助しないということはできません。

委員長:では、新規も既存も特に制約はなしということにしましょう。次に、対象 団体の構成人数はどうしますか。

委員:構成人数は決めなくてもいいのではないか。

事務局:申請の際、その団体の構成員の人数及び名簿を提出してもらうので、事業 内容に対して、記載されている人数で適当かどうかを含め判断することは できると考えます。

委員長:では、人数は審査の中でチェックするということで、特に明記はしないことにしましょう。次に、補助対象経費の割合ですが、運営費補助より事業費補助を重視するのに、運営費補助にあたる人件費について 100/100 補助

するのは矛盾しているのではないか。

委員:補助額100/100以内ということを外すことはできないのか。

事務局:現在、元々市がやっていた事業をお願いしたという経緯から、100%の人件費を補助している団体があるため、100/100以内という補助額を明記しました。また、新規の団体等が多くの事業を行うので運営費にあたる人件費を認めてほしいとする申請があった場合に、職員数まで自由に決められては困るため、業務内容等に基づき市長が認めた職員数を上限ということで絞込みをしようと考えています。

委 員:人件費 100/100 ということを明記すると、新たに人件費を含めて申請して くる団体もあるだろう。

委員長:人件費の割合は特に決めず、補助対象経費は10/100 から50/100 までを明記し、総合的に判断すればいいのではないか。また、100%人件費を補助している団体については、激変緩和措置として、例外規定を設けておけばよい。

事務局:では、人件費についての割合は特に明記せず、激変緩和措置だけ設けさせていただきます。

委員長:次に、補助期間は3年でいいですか。

委員:5年だと長いし、1年だと短いし、3年が適当だろう。

事務局:現在56団体に補助を行っており、申請はその56団体と新規の団体が想定されます。審査は、書類又はヒアリングで行うことが想定できますが、書類審査のみということでいいですか。

委員:書類審査で済むものは、書類で済ませればいいだろう。

委 員:まず、申請者に対して担当課でヒアリングを行ってもらい、担当課に対して委員会でヒアリングを行えばいいのではないか。

委員長:この委員会でなく担当課で行うということになると、今まで補助金を認めているわけだから、再度ヒアリングを行ったとしても、現状と同じ結果になってしまうのではないか。

事務局:現在の想定では、申請されたものを、まずこの委員会で判断いただき、それを市のほうで判断するという流れなので、事務局としては担当課等を挟まず、申請のあったものに対してこの委員会で直接判断していただきたいと思っています。しかし、書類審査を行っていく中で、わからないこと等があった場合に担当課等にヒアリングを行うということは考えています。ただ、既存の申請に対しては担当課もある程度わかると思いますが、新規のものはわからないので、その場合は個別対応としてください。

委員:新規については書類審査のみでなく、ヒアリングも必要だろう。

委員長: どのくらいの申請があるかにもよりますが、新規については全てヒアリングを行うということにしましょう。あとは、補助金を交付しないだろうと判断されるものに対してもヒアリングを行うべきでしょう。既存のものに対しては必要に応じて担当課等にヒアリングを行うということにしましょう。

委員長:事業仕分けのように、ヒアリングの場で評価をだす想定ですか。

事務局: ヒアリングの場ではすぐに結論を出さずに、委員会で議論し判断していた だいたものを踏まえ、市長が最終判断をすることになります。

事務局:評価の方法ですが、点数制でよろしいですか。また、何点以下は不適当というのは入れたほうがいいですか。

委員:一律に議論して決めればいいだろう。

委員長:評価は点数で、何点以下は不適当というのは明記しないということにしま しょう。では、公募補助の概要及び要綱(案)については以上を踏まえ訂 正すべきところは訂正していただきたいと思います。次回は、制度的補助 のヒアリング対象の抽出を行います。

(3) その他

平成22年度第3回の開催日時を次のように決定・第3回 7月7日(水)午後2時30分から

4 閉会